

2017年度 政務活動費 情報公開度ランキング

全国市民オンブズマン連絡会議

1 政務活動費の情報公開度

私たちは、政務活動費（政務調査費）の支出関係情報の公開について、2002年の全国大会で、都道府県、政令市を対象に、各自治体の政務調査費情報の透明性を調査した。その結果、収支報告書に領収書を添付している自治体は、都道府県、政令市とも0、政務調査費による視察を行った場合の視察報告書を添付している自治体は、都道府県、政令市とも0。収支報告書の記載に、政務活動費を支出した活動成果の記載のある自治体が都道府県では7、政令市では1で、ほとんどが活動成果の記載すらなされていない、という、透明どころか真っ黒な状況が明らかになった。

これ以降、私たちは、ほぼ毎年、政務調査費の透明性の調査を継続している。2003年の調査では、初めて京都府が5万円以上の領収書を収支報告書に添付するようになった。2003年の支出からは、岩手県がすべての領収書を収支報告書に添付することに踏み切った。その後も、領収書を収支報告書に添付し、情報公開制度による開示文書の対象とする、という扱いをする自治体は増加し、2012年5月の調査（2011年度分の支出を対象）では、41都道府県と全20政令市が領収書の全面添付となった。2013年の調査では、岡山県以外の46都道府県が領収書の全面添付を実現し、2015年の調査では、ついに47都道府県がすべての領収書を添付する運用をしていることが明らかになった。

しかし、領収書の公開だけでは、政務活動費の支出が透明になったとは到底言えない。領収書の記載からわかるのは、せいぜい、政務活動費が、本来許されない事項に支出されたかどうか、ということだけであって、当の支出が、議員や会派のどのような調査研究活動に用いられたのかではない。しかも、一つの議会で年間数千枚から二～四万枚に及ぶ領収書のコピーを取得するためには、情報公開制度による一枚10円の謄写費用の負担が、情報を遠ざける強力な壁となる。

こうしてみると、政務活動費の透明性の課題として、開示される情報の種類や質だけでなく、開示方法も検討しなければならないことが明らかだ。

よって、政務活動費情報の公開度を判断する場合には、（１）政務活動費が適正に支出されたことを判断する資料が公開されているか、（２）政務活動費を支出してどのような調査研究活動をし、成果を挙げたかが公開されているか、（３）誰もが容易に上記の政務活動費の情報にアクセスできるか、という点から検討することが必要になろう。

そこで、今回は（１）の観点から、①領収証、②会計帳簿、⑤支出マニュアルの公開の有無を、（２）の観点からは、③活動報告書、④視察報告書の公開の有

無をそれぞれ対象とし、(3)の観点からは、それぞれの情報が自治体のネット（WEB）で公開されているか、ネットでは公開されていないが、電子情報としてCDRなどの媒体の交付で安価に提供されるか、について調査した。

2 調査対象と基準

対象議会 47 都道府県議会、20 政令市議会および 48 中核市議会（八戸市は 2017 年 1 月 1 日より中核市に指定）の合計 115 議会。

調査方法 各自治体の議会事務局宛にメールで 2017 年 6 月 7 日 質問表を送付。2017 年 6 月 1 日現在の状況を質問した。必要に応じ自治体ホームページで回答の内容を直接確認して加点した。

<採点基準>

開示される情報の種類のほか、「住民がどれだけ政務活動費の情報にアクセスしやすいか」を重視して採点基準を作成した。 100 点満点

① 領収書の公開について (30 点)

(ア) ネットで公開している 15 点、CD 等でデータを提供 5 点
紙で公開 0 点。

ネットで公開している場合には、公開に費用はかからないため、15 点を配した。情報を PDF ファイルの形で電子化し、CD にデータをコピーして提供している場合は、紙での公開よりも安価となるため、5 点を配した。

(イ) 領収書を原本で提出

している 5 点、 写しの提出 2 点、 議員が黒塗りして提出 0 点。
（「原本または写し」 は 2 点）

政務活動費の条例は、政務活動費を支給された会派または個人に対し、支出の証拠の領収証等を議長に提出するよう求めている。ところが、領収証の写しの提出で良い、としていた自治体で、受領済み領収証を何枚かにコピーし、日付などを改ざんして提出した、という事件が複数発覚した。このような違法行為を可能にする制度は 2 点とした。また、会派や議員が、コピーした領収証を黒塗りして提出することを許す制度のものでは、会派や議員は情報公開条例の当事者にならないから、訴訟を提起しても、黒塗り部分を明らかにすることはできない。そのため、0 点とした。

(ウ) 支払先が個人の場合の領収書の個人名

公開 5 点、 一部公開 2 点、 非公開 0 点

親族所有の建物を賃借して政務活動費で賃料を支払ったり、親族を雇傭して賃金を支払っている場合、親族に渡った政務活動費が、政治資金の形で議員に寄付されていた、ということがある。また、議員個人の建物を賃借することを禁止する規則もあるが、領収証の宛先の個人名が開示されない場合には、規則が遵守されたか否かを判断できない。かかる観点からの配点である。

(エ) 領収書の閲覧

公開請求が不要 5点、 公開請求が必要 0点。

② 会計帳簿（出納簿、支出の内訳など）について （20点）

1、ネットで公開 10点、 CD等で公開 3点 紙で公開 0点

領収証を1枚1枚見ていくよりも、帳簿をチェックする方が、支出のチェックは明らかに容易であることから、評価の対象とした。なお、提出を義務付けていなくても、（議会事務局が作成したものなど）ネットで会計帳簿に相当するものが公開されている場合は10点とした。

2、提出を義務付けている10点、 義務付けていない 0点

③ 活動報告書について （20点）

(ア) ネット公開

すべて 10点、 CD等で公開 3点

活動の一部（県外、海外活動のみ、調査委託など）がネットで公開 3点
紙で公開 0点

(イ) 活動報告書の公開

作成を義務付け、公開請求不要で公表 10点

作成を義務付けて、情報公開請求必要 5点

活動の一部（県外、海外活動のみ、調査委託など）について報告書の作成を義務付けて、公開請求不要で公表 3点

作成を義務付けているが市民に非公開、または、義務付けていない 0点

④ 視察報告書について （20点）

(ア) ネット公開

すべて 10点、 CD等で公開 3点

視察の一部（県外、海外視察のみ）ネットで公開 3点

紙で公開 0点

(イ) 視察報告書の公開

作成を義務付けて、公開請求不要で公表	10点
作成を義務付け 公開請求が必要	5点
視察の一部（県外、海外視察のみ）の作成を義務付け、公開請求不要	3点、
一部（県外、海外視察のみ）の作成を義務付け公開請求必要	2点
作成を義務付けているが非公開、または、義務付けていない	0点

⑤ マニュアル（運用指針など具体的な支出基準を記載したもの）の作成、ネット公開（10点）

（ア）作成している	5点	作成していない	0点
（イ）ネットで公開	5点	ネットで非公開	0点

3 調査結果

（1）最下位の自治体とトップの自治体

（ア）都道府県

最下位	埼玉県	11点
43位	群馬県、山口県、佐賀県、宮崎県	12点
42位	和歌山県	15点
1位	兵庫県	97点
2位	富山県、大阪府	92点
4位	青森県、高知県	74点

（イ）政令市

最下位	名古屋市	12点
19位	横浜市	14点
18位	岡山市	15点
1位	堺市	94点
2位	静岡市	66点
3位	京都市	64点

（ウ）中核市

最下位	越谷市	7点
47位	和歌山市	9点
45位	船橋市、福山市	15点
1位	函館市	100点

2位	郡山市	95点
3位	高崎市	80点

政務活動費（調査費）の公開は、ほとんどの自治体において、主として領収証や会計帳簿の公開の有無を課題として、議会内で議論されてきた。しかし、政務活動費の公開度の進展は、私たちがかつて行った、情報公開度ランキング（1997年～2008年）調査での、首長部局の改善の速度と比較して、はるかに遅い。その理由は、議会内での政務活動費の開示に向けた議論が、市民目線に立っていないことに尽きる。こうしたことは、それまでも、一応の制度の改善に取り組んできた富山市において、昨年、組織的とも言える政務活動費の不正支出が明らかになったことが象徴している。つまり、政務活動情報の開示に向けた議会内での議論は、常に、「どこまで情報を公開しなくても良いのか」という後ろ向きの視点をもとにされてきた。だからこそ、「公開しなくても良い部分」あるいは「制度の裏」での不正が繰り返される、という悪循環を産むのだ。こうした悪循環は、都道府県で最下位となった埼玉県議会で、政務活動費の不正が現在取りざたされていることから裏付けられよう。

トップと最下位との素点の差は、今となってはかなり大きくなっている。だからといって、トップがすぐれている、ということにはならない。私たちの今回の調査は、政務活動費が有効に使われているかを私たちが判断するためのカナメというべき「政務活動費を支出してどのような調査研究活動をし、成果を挙げたかが公開されているか」に関する情報としては、活動報告書と視察報告書だけを探りあげたに過ぎず、しかも、その内容を一切評価していないからである。従って、視察報告書や調査報告書がA4一枚であろうとも、さらに、昨年、幾つかの自治体で指摘されたように、数人の視察報告書や調査報告書がほとんど丸写しのものであったとしても、それらをネットで公開していれば、10点の素点を配点する結果となっている。今回は政務活動費の支出の説明のための器の調査に過ぎないのである。

立派な器に何を盛るかは議員にかかっている。現在のところ、上位の自治体であっても、そこに盛られる料理は、政務活動費という料理の代金にとっても見合うものではない、というのが実情ではないだろうか。

（2） 83議会（72％）が 50点以下

かなりゆるい今回の調査項目と素点ですら、50点も採れない自治体が83も存在する。50点は、領収証を原本で提出し、閲覧ができ、会計帳簿を提出、活動報告書、視察報告書の作成、公表、マニュアルをネット公開していれば、ネット公開を全くしない場合でも獲得できる点数だ。50点も取れない、ということは、基本的な情報の作成すら義務付けていない、ということ意味する。

政務活動費の不正がこれだけ多くの自治体で問題となり、市民の関心が高い

にもかかわらず、私たちの調査に対して50点もとれない自治体は、落第というほかない。制度の改善にこれほど不熱心であるということは、所属議員がよほど世論に鈍感か、あるいは政務活動費が公費であることが理解できないか、または政務活動費の透明性を訴える市民を「こんな人たち」などと敵視しているかのいずれかでなければ、これほどの怠慢を説明することはできないだろう。

(3) 各項目について

領収書のネット公開

- ・富山県、三重県、大阪府、兵庫県、奈良県、徳島県、高知県、大分県、8府県
 - ・京都市、大阪市、堺市、神戸市、広島市 5市
 - ・函館市、八戸市、盛岡市、郡山市、高崎市、柏市、横須賀市、富山市、岡崎市、大津市、尼崎市、西宮市、下関市、高松市、高知市、鹿児島市、那覇市、17市
- 合計30議会 全体の26%

昨年の全国大会では、9議会がネット公開されていると報告した。今年は、3倍に増加しており、来年度の領収書のネット公開が予定されているのは、宮城県、東京都、静岡県、鳥取県、仙台市、静岡市、旭川市、岐阜市、高槻市、呉市、福山市、佐世保市、大分市 の13議会となっている。

現段階で、来年度は43議会がネット公開されることになっている。

会計帳簿がネット公開されているのは、19議会。

来年度にネット公開が予定されているのは、東京都、奈良県、鳥取県、静岡市、旭川市、富山市、金沢市、岐阜市、高槻市、呉市、下関市、大分市 の12議会。

活動報告書がネット公開されているのは、15議会。

来年度にネット公開が予定されているのは、宮城県、静岡県、奈良県、仙台市、静岡市、岐阜市 の6議会。

視察報告書がネット公開されているのは20議会。

来年度にネット公開が予定されているのは、静岡県、鳥取県、山口県（海外のみ）、静岡市、盛岡市、富山市、岐阜市、高槻市、福山市、下関市、大分市 の11議会。

(4) 領収書について、

①領収書の原本提出について、

都道府県 2県 、政令市 3市、 中核市 31市

金額の多い議会ほどコピーを提出したがる傾向があるようだ。

・領収書添付に際し、非公開部分をあらかじめ議員(会派)が黒塗りにして写しを提出しているのは 愛知県、福井県、和歌山県、岡山市の4議会。

＊愛知県は「会派及び議員の活動に著しい支障を及ぼすおそれがある情報を会派・議員が黒塗りにして写しを提出（それ以外の不開示情報は、提出後に黒塗りする）」との回答であった。

＊和歌山県は「(b) 写しを提出」の回答だが、議会事務局によると「支出証拠書類の明細中、どの経費に政務活動費を充てているのか、議員でなければ分からないものがあるため(c)は継続しているのですが、不開示部分について開示請求者に異議申立の機会を与えるためには、不開示の判断を事務局が行う必要があるため実質(b)としています。」という回答であった。

＊福井県は、平成29年3月に、「政務活動費マニュアル」を改訂して、議員に非公開部分を「マスキングの上、提出してください。」としている。

② 支払先が個人の場合の領収書の氏名の公開について、

	都道府県	政令市	中核市
公開する	0	1	12
一部公開	16	11	12
非公開	31	8	22
その他	0	0	2

(「一部公開」は、「事業を営む個人に係る場合」「公務員、議員、首長、会派職員、個人事業者等」を公開するなど議会によって異なる。)

政令市では1議会、中核市では12議会の計13議会が公開し、都道府県、政令市、中核市全体の1割が公開している。

③ 閲覧に情報公開請求を必要とする議会

議会に提出された領収書について、情報公開請求を経なければ見られないのは次の2県、1政令市、および13中核市の議会である。 昨年は21議会だったが、今年は16議会に減少した。

都道府県： 埼玉県、神奈川県、

政令市： 福岡市、

中核市： 旭川市、いわき市、宇都宮市、越谷市、八王子市、金沢市、
豊田市、高槻市、尼崎市、和歌山市、松山市、久留米市、佐世保市

(5) 会計帳簿の議会への提出状況

会計帳簿(の写し) または、使途項目ごとの支出一覧表等の提出を義務付

けているのは、都道府県では19府県、政令市では4市となっている。中核市の議会においては、半数以上の26市で義務付けられている。昨年より、8議会増えている。

会計帳簿または、出納簿、使途項目ごとの支出一覧表などの提出を義務付けているのは、

都道府県：青森県、岩手県、千葉県、東京都、神奈川県、富山県、石川県、岐阜県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、鳥取県、広島県、高知県、福岡県、長崎県、大分県、沖縄県

政令市：静岡市、京都市、堺市、熊本市

中核市：函館市、旭川市、青森市、盛岡市、郡山市、いわき市、宇都宮市、前橋市、高崎市、金沢市、岐阜市、豊田市、大津市、豊中市、高槻市、枚方市、東大阪市、西宮市、奈良市、呉市、下関市、松山市、久留米市、長崎市、大分市、宮崎市

(6) 活動報告書・視察報告書の作成義務づけと議会への提出状況

活動報告書の提出を「義務付けていない」または「義務付けているが非公開」なのは、都道府県 15都県、政令市 11市、中核市 33市の合計59議会。

税金を使って行った政務活動の報告書を作成するという基本的なことさえ半数の議会では義務付けていない。

視察報告書の提出を「義務付けていない」または「義務付けているが非公開」は、都道府県 13都県、政令市 10市、中核市 7市の合計30自治体。活動報告書より、視察報告書の方が作成提出の義務付け比率が高くなっている。昨年と比べて、公開度はわずかであるが増加している。

(7) 使途基準マニュアル

政務活動費の使途基準マニュアルについて、作成していないのは、船橋市、豊橋市、豊田市、尼崎市、久留米市の5議会。

ホームページで公開しているのは、115議会中、65市であった。昨年より12議会増加している。

(8) ホームページでは公開していないが、領収書等をCD・DVDデータで市民へ提供しているのは、岐阜県、愛知県、鳥取県、札幌市、静岡市、豊田市の6議会であった。このうち、鳥取県、静岡市は平成29年度分より、領収書等がHP公開される。鳥取県は、メールでもデータを受け取ることができる。

4 結びにかえて～私たちはなぜ政務活動費にコダワルのか

私たちが政務活動費について、なぜこれだけこだわるのか、理解できない、という感想を持つ議員もいるだろう。しかし、考えてもらいたい。政務活動費はもともと、議会活動を活性化することを目的として地方自治法上に法制化されたはずだ。そうである以上、政務活動費を用いて、議員がどのような議会活動を行ったのかを市民が容易に理解できるようにする工夫をするのは、政務活動費を受領した側の義務だ。政務活動費を透明化することに反対するのであれば、政務活動費の交付は不必要だ。

さらに言えば、政務活動費の支出を透明性することにより、市民は議員の興味関心や活動の実態を生々の資料で見ることができる。つまり、政務活動費の支出資料を通して、市民は議員が行った調査研究を知り、さらに、自分が投票した議員が期待通り働いているかを知ることができる。政務活動費に関する情報は、地方政治に市民が参加するために有益な情報だ。

政務活動費に対する関心を、不正支出の追及に止めたのでは、事の本質を見失う。政務調査活動の透明化の動きを、普段の議員の活動を市民に知らせる、ということに繋げていかなければならない。

少なくとも政務活動費を支出するのであれば、このような視点をもって、政務活動費の支出の透明化に取り組んでももらいたい。

(了)

政務活動費情報公開度ランキング

	領収書(30点)				会計帳簿		活動報告書		視察報告書		マニュアル		合計
議会名	ネット 公開 15点	原本 提出 5点	個人名 の公開 5点	閲覧の 請求要 5点	ネット 公開 10点	提出の 義務付 け 10点	ネット 公開 10点	作成の 義務付 け 10点	ネット 公開 10点	作成の 義務付 け 10点	作成 5点	ネット 公開 5点	
北海道	0	2	0	5	0	0	0	10	0	10	5	0	32
青森県	0	2	2	5	10	10	10	10	10	10	5	0	74
岩手県	0	2	0	5	0	10	0	10	0	10	5	0	42
宮城県	0	2	2	5	0	0	0	10	0	0	5	5	29
秋田県	0	2	0	5	0	0	0	0	0	10	5	0	22
山形県	0	2	0	5	0	0	0	10	0	10	5	5	37
福島県	0	2	2	5	0	0	0	10	0	10	5	5	39
茨城県	0	2	0	5	0	0	10	10	10	10	5	5	57
栃木県	0	2	2	5	0	0	0	0	0	0	5	5	19
群馬県	0	2	0	5	0	0	0	0	0	0	5	0	12
埼玉県	0	2	2	0	0	0	0	0	0	2	5	0	11
千葉県	0	2	0	5	0	10	0	0	0	10	5	5	37
東京都	0	2	0	5	0	10	0	0	0	0	5	5	27
神奈川県	0	2	0	0	0	10	0	0	0	0	5	5	22
新潟県	0	2	0	5	0	0	0	10	0	3	5	0	25
富山県	15	2	0	5	10	10	10	10	10	10	5	5	92
石川県	0	2	0	5	0	10	0	10	0	10	5	5	47
福井県	0	0	0	5	0	0	0	10	0	10	5	5	35
山梨県	0	2	2	5	0	0	0	10	3	10	5	0	37
長野県	0	2	0	5	0	0	0	10	0	10	5	5	37
岐阜県	5	2	0	5	3	10	0	0	0	0	5	0	30
静岡県	0	2	2	5	0	0	0	10	0	10	5	5	39
愛知県	5	0	2	5	0	0	3	3	3	3	5	5	34
三重県	15	2	0	5	0	0	3	10	3	10	5	5	58
滋賀県	0	2	0	5	0	0	0	10	0	10	5	0	32
京都府	0	2	2	5	0	10	0	10	0	10	5	5	49
大阪府	15	2	0	5	10	10	10	10	10	10	5	5	92
兵庫県	15	5	2	5	10	10	10	10	10	10	5	5	97
奈良県	15	5	2	5	0	10	0	10	0	10	5	5	67
和歌山県	0	2	0	5	0	0	0	0	0	3	5	0	15
鳥取県	5	2	2	5	3	10	0	0	3	10	5	5	50
島根県	0	2	0	5	0	0	0	3	0	3	5	0	18
岡山県	0	2	0	5	0	0	0	10	0	10	5	0	32
広島県	0	2	2	5	0	10	0	10	0	10	5	5	49
山口県	0	2	0	5	0	0	0	0	0	0	5	0	12
徳島県	15	2	2	5	0	0	10	10	0	0	5	5	54
香川県	0	2	0	5	0	0	0	5	0	0	5	0	17
愛媛県	0	2	0	5	0	0	0	10	0	0	5	5	27
高知県	15	2	2	5	10	10	10	10	0	0	5	5	74
福岡県	0	2	0	5	0	10	0	10	0	5	5	5	42
佐賀県	0	2	0	5	0	0	0	0	0	0	5	0	12
長崎県	0	2	2	5	0	10	0	0	0	10	5	5	39

政務活動費情報公開度ランキング

	領収書(30点)				会計帳簿		活動報告書		視察報告書		マニュアル		合計
議会名	ネット公開 15点	原本提出 5点	個人名の公開 5点	閲覧の請求要 5点	ネット公開 10点	提出の義務付け 10点	ネット公開 10点	作成の義務付け 10点	ネット公開 10点	作成の義務付け 10点	作成 5点	ネット公開 5点	
熊本県	0	2	0	5	0	0	0	10	0	10	5	5	37
大分県	15	2	0	5	10	10	0	0	10	10	5	5	72
宮崎県	0	2	0	5	0	0	0	0	0	0	5	0	12
鹿児島県	0	2	0	5	0	0	0	10	0	3	5	5	30
沖縄県	0	2	0	5	0	10	0	10	0	10	5	5	47
札幌市	5	2	2	5	0	0	10	10	0	0	5	5	44
仙台市	0	2	0	5	0	0	0	10	0	0	5	0	22
さいたま市	0	2	0	5	0	0	0	5	0	0	5	5	22
千葉市	0	2	2	5	0	0	0	10	0	0	5	0	24
横浜市	0	2	2	5	0	0	0	0	0	0	5	0	14
川崎市	0	2	2	5	0	0	0	0	0	10	5	0	24
相模原市	0	5	0	5	0	0	0	10	0	10	5	5	40
新潟市	0	2	0	5	0	0	0	10	0	10	5	5	37
静岡市	5	5	2	5	3	10	3	10	3	10	5	5	66
浜松市	0	5	2	5	0	0	0	0	0	10	5	0	27
名古屋市	0	2	0	5	0	0	0	0	0	0	5	0	12
京都市	15	2	2	5	0	10	0	0	10	10	5	5	64
大阪市	15	2	2	5	0	0	0	0	0	0	5	5	34
堺市	15	2	2	5	10	10	10	10	10	10	5	5	94
神戸市	15	2	2	5	0	0	3	3	3	10	5	5	53
岡山市	0	0	5	5	0	0	0	0	0	0	5	0	15
広島市	15	2	0	5	0	0	0	0	0	0	5	0	27
北九州市	0	2	0	5	0	0	0	0	0	0	5	5	17
福岡市	0	2	0	0	0	0	0	0	3	3	5	5	18
熊本市	0	2	2	5	0	10	0	0	0	10	5	0	34
函館市	15	5	5	5	10	10	10	10	10	10	5	5	100
旭川市	0	2	5	0	0	10	0	0	0	0	5	5	27
青森市	0	2	5	5	0	10	0	10	0	10	5	5	52
八戸市	15	5	0	5	0	0	10	10	10	10	5	5	75
盛岡市	15	2	2	5	10	10	0	0	0	10	5	5	64
秋田市	0	5	2	5	0	0	0	10	0	10	5	5	42
郡山市	15	5	0	5	10	10	10	10	10	10	5	5	95
いわき市	0	5	0	0	0	10	0	0	0	5	5	5	30
宇都宮市	0	5	0	0	0	10	0	0	0	10	5	5	35
前橋市	0	5	5	5	10	10	0	10	0	10	5	0	60
高崎市	15	5	5	5	10	10	0	0	10	10	5	5	80
川越市	0	5	5	5	0	0	0	0	0	0	5	0	20
越谷市	0	2	0	0	0	0	0	0	0	0	5	0	7
船橋市	0	5	5	5	0	0	0	0	0	0	0	0	15
柏市	15	5	0	5	0	0	0	0	10	10	5	0	50

政務活動費情報公開度ランキング

	領収書(30点)				会計帳簿		活動報告書		視察報告書		マニュアル		合計
議会名	ネット公開 15点	原本提出 5点	個人名の公開 5点	閲覧の請求要 5点	ネット公開 10点	提出の義務付け 10点	ネット公開 10点	作成の義務付け 10点	ネット公開 10点	作成の義務付け 10点	作成 5点	ネット公開 5点	
八王子市	0	5	2	0	0	0	0	0	0	5	5	5	22
横須賀市	15	5	0	5	0	0	0	0	10	10	5	0	50
富山市	15	5	2	5	0	0	10	10	0	10	5	5	67
金沢市	0	2	0	0	0	10	0	0	0	5	5	5	27
長野市	0	5	2	5	0	0	0	10	0	10	5	5	42
岐阜市	0	5	2	5	0	10	0	10	0	10	5	0	47
豊橋市	0	2	5	5	0	0	0	0	0	10	0	0	22
岡崎市	15	2	5	5	0	0	0	0	10	10	5	0	52
豊田市	5	2	5	0	3	10	3	10	3	10	0	0	51
大津市	15	2	0	5	10	10	0	0	10	10	5	5	72
豊中市	0	5	2	5	10	10	0	0	0	10	5	5	52
高槻市	0	5	5	0	0	10	0	0	0	5	5	5	35
枚方市	0	5	0	5	0	10	0	0	0	10	5	0	35
東大阪市	0	5	2	5	10	10	10	10	0	10	5	0	67
姫路市	0	2	2	5	0	0	0	0	0	10	5	0	24
尼崎市	15	5	0	0	10	0	0	0	0	5	0	0	35
西宮市	15	5	0	5	10	10	0	0	10	10	5	5	75
奈良市	0	2	2	5	10	10	0	0	0	0	5	5	39
和歌山市	0	2	2	0	0	0	0	0	0	0	5	0	9
倉敷市	0	5	0	5	0	0	0	10	0	10	5	5	40
呉市	0	5	5	5	0	10	0	0	10	10	5	5	55
福山市	0	2	0	5	0	0	0	0	0	3	5	0	15
下関市	15	5	5	5	0	10	0	0	0	10	5	5	60
高松市	15	2	0	5	0	0	0	0	10	10	5	5	52
松山市	0	5	0	0	0	10	0	0	0	5	5	0	25
高知市	15	5	0	5	0	0	10	10	10	10	5	0	70
久留米市	0	5	0	0	0	10	0	5	0	0	0	0	20
長崎市	0	2	0	5	10	10	0	0	0	10	5	0	42
佐世保市	0	5	5	0	0	0	0	0	0	5	5	0	20
大分市	0	2	0	5	0	10	0	0	0	10	5	5	37
宮崎市	0	5	0	5	0	10	0	10	0	10	5	0	45
鹿児島市	15	2	2	5	0	0	0	0	0	5	5	0	34
那覇市	15	5	0	5	0	0	0	0	3	10	5	0	43

政務活動費情報公開度ランキング

順位	議会名	領収書(30点)				会計帳簿		活動報告書		視察報告書		マニュアル		合計
		ネット公開 15点	原本提出 5点	個人名の公開 5点	閲覧の請求 5点	ネット公開 10点	提出の義務付け 10点	ネット公開 10点	作成の義務付け 10点	ネット公開 10点	作成の義務付け 10点	作成 5点	ネット公開 5点	
1	兵庫県	15	5	2	5	10	10	10	10	10	10	5	5	97
2	富山県	15	2	0	5	10	10	10	10	10	10	5	5	92
2	大阪府	15	2	0	5	10	10	10	10	10	10	5	5	92
4	青森県	0	2	2	5	10	10	10	10	10	10	5	0	74
4	高知県	15	2	2	5	10	10	10	10	0	0	5	5	74
6	大分県	15	2	0	5	10	10	0	0	10	10	5	5	72
7	奈良県	15	5	2	5	0	10	0	10	0	10	5	5	67
8	三重県	15	2	0	5	0	0	3	10	3	10	5	5	58
9	茨城県	0	2	0	5	0	0	10	10	10	10	5	5	57
10	徳島県	15	2	2	5	0	0	10	10	0	0	5	5	54
11	鳥取県	5	2	2	5	3	10	0	0	3	10	5	5	50
12	京都府	0	2	2	5	0	10	0	10	0	10	5	5	49
12	広島県	0	2	2	5	0	10	0	10	0	10	5	5	49
14	石川県	0	2	0	5	0	10	0	10	0	10	5	5	47
14	沖縄県	0	2	0	5	0	10	0	10	0	10	5	5	47
16	岩手県	0	2	0	5	0	10	0	10	0	10	5	0	42
17	福岡県	0	2	0	5	0	10	0	10	0	5	5	5	42
18	福島県	0	2	2	5	0	0	0	10	0	10	5	5	39
18	静岡県	0	2	2	5	0	0	0	10	0	10	5	5	39
18	長崎県	0	2	2	5	0	10	0	0	0	10	5	5	39
21	山形県	0	2	0	5	0	0	0	10	0	10	5	5	37
21	千葉県	0	2	0	5	0	10	0	0	0	10	5	5	37
21	山梨県	0	2	2	5	0	0	0	10	3	10	5	0	37
21	長野県	0	2	0	5	0	0	0	10	0	10	5	5	37
21	熊本県	0	2	0	5	0	0	0	10	0	10	5	5	37
26	福井県	0	0	0	5	0	0	0	10	0	10	5	5	35
27	愛知県	5	0	2	5	0	0	3	3	3	3	5	5	34
28	北海道	0	2	0	5	0	0	0	10	0	10	5	0	32
28	滋賀県	0	2	0	5	0	0	0	10	0	10	5	0	32
28	岡山県	0	2	0	5	0	0	0	10	0	10	5	0	32
31	岐阜県	5	2	0	5	3	10	0	0	0	0	5	0	30
31	鹿児島県	0	2	0	5	0	0	0	10	0	3	5	5	30
33	宮城県	0	2	2	5	0	0	0	10	0	0	5	5	29
34	東京都	0	2	0	5	0	10	0	0	0	0	5	5	27
34	愛媛県	0	2	0	5	0	0	0	10	0	0	5	5	27
36	新潟県	0	2	0	5	0	0	0	10	0	3	5	0	25
37	秋田県	0	2	0	5	0	0	0	0	0	10	5	0	22
37	神奈川県	0	2	0	0	0	10	0	0	0	0	5	5	22
39	栃木県	0	2	2	5	0	0	0	0	0	0	5	5	19
40	島根県	0	2	0	5	0	0	0	3	0	3	5	0	18
41	香川県	0	2	0	5	0	0	0	5	0	0	5	0	17
42	和歌山県	0	2	0	5	0	0	0	0	0	3	5	0	15
43	群馬県	0	2	0	5	0	0	0	0	0	0	5	0	12
43	山口県	0	2	0	5	0	0	0	0	0	0	5	0	12
43	佐賀県	0	2	0	5	0	0	0	0	0	0	5	0	12
43	宮崎県	0	2	0	5	0	0	0	0	0	0	5	0	12
47	埼玉県	0	2	2	0	0	0	0	0	0	2	5	0	11

政務活動費情報公開度ランキング

順位	議会名	領収書(30点)				会計帳簿		活動報告書		視察報告書		マニュアル		合計
		ネット公開 15点	原本提出 5点	個人名の公開 5点	閲覧の請求 5点	ネット公開 10点	提出の義務付け 10点	ネット公開 10点	作成の義務付け 10点	ネット公開 10点	作成の義務付け 10点	作成 5点	ネット公開 5点	
1	堺市	15	2	2	5	10	10	10	10	10	10	5	5	94
2	静岡市	5	5	2	5	3	10	3	10	3	10	5	5	66
3	京都市	15	2	2	5	0	10	0	0	10	10	5	5	64
4	神戸市	15	2	2	5	0	0	3	3	3	10	5	5	53
5	札幌市	5	2	2	5	0	0	10	10	0	0	5	5	44
6	相模原市	0	5	0	5	0	0	0	10	0	10	5	5	40
7	新潟市	0	2	0	5	0	0	0	10	0	10	5	5	37
8	大阪市	15	2	2	5	0	0	0	0	0	0	5	5	34
8	熊本市	0	2	2	5	0	10	0	0	0	10	5	0	34
10	浜松市	0	5	2	5	0	0	0	0	0	10	5	0	27
10	広島市	15	2	0	5	0	0	0	0	0	0	5	0	27
12	千葉市	0	2	2	5	0	0	0	10	0	0	5	0	24
12	川崎市	0	2	2	5	0	0	0	0	0	10	5	0	24
14	仙台市	0	2	0	5	0	0	0	10	0	0	5	0	22
14	さいたま市	0	2	0	5	0	0	0	5	0	0	5	5	22
16	福岡市	0	2	0	0	0	0	0	0	3	3	5	5	18
17	北九州市	0	2	0	5	0	0	0	0	0	0	5	5	17
18	岡山市	0	0	5	5	0	0	0	0	0	0	5	0	15
19	横浜市	0	2	2	5	0	0	0	0	0	0	5	0	14
20	名古屋市	0	2	0	5	0	0	0	0	0	0	5	0	12
1	函館市	15	5	5	5	10	10	10	10	10	10	5	5	100
2	郡山市	15	5	0	5	10	10	10	10	10	10	5	5	95
3	高崎市	15	5	5	5	10	10	0	0	10	10	5	5	80
4	八戸市	15	5	0	5	0	0	10	10	10	10	5	5	75
4	西宮市	15	5	0	5	10	10	0	0	10	10	5	5	75
6	大津市	15	2	0	5	10	10	0	0	10	10	5	5	72
7	高知市	15	5	0	5	0	0	10	10	10	10	5	0	70
8	富山市	15	5	2	5	0	0	10	10	0	10	5	5	67
8	東大阪市	0	5	2	5	10	10	10	10	0	10	5	0	67
10	盛岡市	15	2	2	5	10	10	0	0	0	10	5	5	64
11	前橋市	0	5	5	5	10	10	0	10	0	10	5	0	60
11	下関市	15	5	5	5	0	10	0	0	0	10	5	5	60
13	呉市	0	5	5	5	0	10	0	0	10	10	5	5	55
14	青森市	0	2	5	5	0	10	0	10	0	10	5	5	52
14	岡崎市	15	2	5	5	0	0	0	0	10	10	5	0	52
14	豊中市	0	5	2	5	10	10	0	0	0	10	5	5	52
14	高松市	15	2	0	5	0	0	0	0	10	10	5	5	52
18	豊田市	5	2	5	0	3	10	3	10	3	10	0	0	51
19	柏市	15	5	0	5	0	0	0	0	10	10	5	0	50
19	横須賀市	15	5	0	5	0	0	0	0	10	10	5	0	50
21	岐阜市	0	5	2	5	0	10	0	10	0	10	5	0	47
22	宮崎市	0	5	0	5	0	10	0	10	0	10	5	0	45
23	那覇市	15	5	0	5	0	0	0	0	3	10	5	0	43
24	秋田市	0	5	2	5	0	0	0	10	0	10	5	5	42
24	長野市	0	5	2	5	0	0	0	10	0	10	5	5	42

政務活動費情報公開度ランキング

[illegible]

政務活動費アンケート調査御協力をお願い

2017年6月 日

各都道府県議会議員 殿
各政令指定都市議会議員 殿
各中核市議会議員 殿

全国市民オンブズマン連絡会議
事務局長 新海 聡
〒460-0002 名古屋市中区丸の内3-7-9
チサンマンション丸の内第2 303
TEL.052-953-8052 FAX.052-953-8050
<http://www.ombudsman.jp/> info@ombudsman.jp

謹 啓

全国市民オンブズマン連絡会議では、政務活動費調査を実施し、アンケートの集計結果については、来る9月2日、3日に和歌山市で開催する全国大会で報告を行う予定となっております。

大変恐縮ではございますが、アンケート調査にご協力をお願いしたいと存じます。事務処理の都合上、ご回答につきましては、6月30日（金）までに頂戴できれば幸いです。なお、回答はエクセルに入力いただき、メールにて返信（info@ombudsman.jp 担当：内田）いただけますと幸いです。よろしくお願い申し上げます。

謹 白

記

自治体名 _____ 担当者名 _____
電話番号 _____ FAX 番号 _____
メールアドレス _____

平成29年6月1日現在でお答え下さい。

（1）平成28年度政務活動費について、収支報告書記載額を合計したものをお答えください。

議員・会派の収入総額 _____ 円（支給額＋利息）

自治体への返還総額 _____ 円

（返還総額が未定の場合、確定の時期は _____ 月ごろになります。）

（2）平成29年度の1年間の議員1人分の政務活動費交付額 支給対象ごとをお願いします。

①会派 _____ 円

②議員個人 _____ 円

③その他（個別にお書き下さい）（ _____ ）

（3）領収書の議会への添付状況と根拠法令

①領収書の議会への提出形式（平成29年度支給分）

a) 原本 b) 写し c) 非公開部分を議員が黒塗りにして写しを提出 d) その他（ _____ ）

②支払先が個人の場合の領収書の氏名について（平成28年度支給分）

a) 公開する

b) 金額を非公開にして氏名を公開する

c) 非公開

d) 場合によっては公開（場合をお書きください _____ ）

e) その他（具体的にお書きください_____）

③領収書は web 上で公開されますか（平成 28 年度支給分）

- a) 公開されている URL（_____）
- b) 公開していないが、平成 29 年度支給分以降は公開することが決定している
- c) 公開していない

④添付された領収書を市民が閲覧する方法

a) 収支報告書の閲覧開示時期と同時に領収書も閲覧可能

閲覧可能時期の規定の文言_____

28 年度交付分の領収書の具体的な閲覧可能時期 平成 29 年 月 日から

b) 情報公開請求しなければ閲覧は不可能

（４）会計帳簿の議会への提出状況と根拠法令

①会計帳簿の議会への提出について（平成 29 年度支給分）

- a) 提出を義務付けている（根拠法令を教えてください_____）
- b) 義務付けていない

②会計帳簿は web 上で公開されますか（平成 28 年度支給分）

- a) 公開されている
- b) 公開していないが、平成 29 年度支給分以降は公開することが決定している
- c) 公開していない

（５）活動報告書の議会への提出・公表状況と根拠法令（平成 29 年度支給分）

①活動報告書（領収書、会計帳簿、視察報告書以外の、政務活動の内容がわかるもの）

- a) 作成を義務付け、何らかの形で市民に公表している（収支報告書と一体化した定型書式）
- b) 作成を義務付け、何らかの形で市民に公表している（収支報告書から独立した文書として作成し、収支報告書に添付）
- c) 作成を義務づけているが、市民には公表しておらず、閲覧には情報公開請求が必要
- d) 作成を義務づけているが、市民には公表しておらず、会派保管（情報公開の対象外）
- e) 作成を義務づけていない

a～d と回答された場合、根拠法令を教えてください_____

②活動報告書は web 上で公開されますか（平成 28 年度支給分）

- a) 公開されている
- b) 公開していないが、平成 29 年度支給分以降は公開することが決定している
- c) 公開していない

（６）視察報告書の議会への提出状況と根拠法令（平成 29 年度支給分）

- a) 作成を義務付け、何らかの形で市民に公表している（収支報告書と一体化した定型書式）
- b) 作成を義務付け、何らかの形で市民に公表している（収支報告書から独立した文書として作成し、収支報告書に添付）
- c) 作成を義務づけているが、市民には公表しておらず、閲覧には情報公開請求が必要
- d) 作成を義務づけているが、市民には公表しておらず、会派保管（情報公開の対象外）
- e) 作成を義務づけていない

a～d と回答された場合、根拠法令を教えてください_____

②視察報告書は web 上で公開されますか（平成 28 年度支給分）

- a) 公開されている
- b) 公開していないが、平成 29 年度支給分以降は公開が決定している
- c) 公開していない

(7) ＜意見交換会参加費＞について ＜意見交換会参加費＞とは、

- i 議員の選挙区内で行われる会合で、
- ii 議員やその関連団体（後援会、政党支部など）以外の団体または個人が開催するもの

①会合に参加することに伴って、開催者に現金を支払うことは使途基準上認められますか

- a) 会費額が定められている場合のみ、認められる。
b) 飲食を伴わない場合、認められる。
c) 飲食を伴っていても、一定額以下なら認められる。(円以下)
d) 認められない。
e) その他 ()

②開催者に渡す物品（菓子、茶、酒類など）の購入代金を支払うことは使途基準等認められますか

- a) 認められている
b) 認められていない

(8) 平成28年度政務調査費を議員が使った具体的な使途について、議会公式ホームページへの記載

- a)支出総額のみ記載あり（URL を教えてください） _____
- b)収支報告書と同様の記載あり（URL を教えてください） _____
- c)収支報告書と、それ以上の記載あり（URL を教えてください） _____
- 記載項目 _____
- d)記載なし

（９）調査委託について

①会派、政党、政党支部に対する調査委託を認めていますか

- a)認めている 対象名 ()
b)認めていない

②調査委託した際の報告書を議会に提出を義務付けていますか

- a) 提出義務付けしている
b) 提出義務付けしていない

(10) 陳情の取扱いについて、

- a) 請願に準じ本会議で採否を決する
- b) 関係委員会で採否を決する
- c) 関係委員会に送付するが、採否を決しない
- d) 陳情の内容を全議員に送付するのみ
- e) その他 ()

(11) 陳情について、議会公式ホームページで 陳情の件名、内容、受理日、付託された委員会名、結果が公開されていますか (複数回答可)

- a) 陳情の件名
b) 内容
c) 受理日
d) 付託された委員会名
e) 結果
f) その他 ()

(12) 昨年 11 月頃に市民オンブズマン等が行った政務活動費の領収書等のネット公開の陳情を受け付けましたか

- a) 受け付けた 「受け付けた」と回答された場合、(13)の質問にお答えください

b) 受け付けていない

(13) 受け付けた政務活動費のネット公開の陳情の結果は、どのようになりましたか

- a) 本会議で採択
- b) 本会議で不採択
- c) 本会議で継続審議
- d) 関係委員会で採択
- e) 関係委員会で不採択
- f) 関係委員会で継続審議
- g) 関係委員会に送付するが、採否を決しない
- h) 陳情の内容を全議員に送付するのみ
- i) その他 ()

(14) 具体的な政務活動費使途基準マニュアル(手引き等)について

- ①作成状況 a)作成している
b)作成していない
- ②上記マニュアルの策定日(最新版のもの) _____
- ③上記マニュアルの情報提供の可否(2016年6月以降作成分) _____
- ④マニュアル作成している場合、ネット公開の有無
 - a) ネット公開済(URLを教えてください) _____
 - b) ネット公開なし

(15) 収支報告書の収支報告額について、収入を超過する支出額の報告を認めていますか

- a)認めている
- b)認めていない

(16) 平成28年度政務活動費の領収書等に関し、CD・DVD等データでの安価な市民への提供は可能ですか ※愛知県・三重県・札幌市などは数百円でデータを提供しています。

- ①可能(提供可能な内容をお書きください) _____
- ②不可能

(17) その他、特記事項があればお教えてください。

(第三者機関で政務活動費の金額を審議している、領収書提出前に公認会計士の事前審査を受けているなど)

ありがとうございました

2017年9月4日版

2017年度 政務活動費アンケート調査の結果

全国市民オンブズマン連絡会議

- 1 政務活動費の情報の公開度について今年は情報公開度ランキングを行った。ランキング結果については、別稿で論じるので、ここでは、47都道府県、20政令市、48中核市に対して行った、2016年度の政務活動費の執行率、交付金額のアンケート調査と、2017年6月1日現在の第三者機関によるチェックがどの程度実施されているかについての調査結果を発表する。

2 2016年度の執行率の変化

- (1) 2016年度の政務活動費の執行率の変化（横須賀市は未集計のため（9月中旬判明の予定）支出総額、残余総額には含まれていない）

総額の執行率は、平成27年度の執行率に比べて、都道府県は、**0.8%減**、政令市では、0.9%増、中核市は3.3%減となった。調査した**全体額**では、**0.6%減**（未集計の横須賀市を含まず）となり、支給総額は、27年度は約190.9億円、28年度は約**191.7億円**（横須賀市の6672万円を含む）であった。

特に、10%以上の減少は、

富山市	37.6%、	(2015年 100%⇒16年度 62.4%)
岐阜市	17.1%、	
倉敷市	15.3%、	
富山県	13.8%、	
前橋市	13.8%、	
いわき市	13.0%、	
岡崎市	12.8%、	
奈良県	10.2%、	
大分市	10.4%、	

となっている。

最も減少したのは、政務活動費の不祥事が報道された富山市であった。かつて号泣議員で注目された兵庫県は、2013 年度 87.8%が、2014 年度 76.8%、2015 年度 66.4%、2016 年度は 65.2%に減少している。

(2) 執行率の減少をどう見るか

富山市が顕著なように、不祥事が発生した自治体では、執行率は減少する傾向は本年も見られる。政務活動費の使途に対する市民の関心が、疑惑や誤解を招く支出を抑制し、執行率の低下をもたらすものと考えられる。兵庫県では、不祥事をきっかけとして政務活動費の条例が改正され（2014年10月1日施行）、2016年度からは県議会のホームページで領収証等も公開する改革が実施されている。誰もが容易に政務活動費の支出をチェックできるようになったことにより、疑惑や誤りを招く支出の減少をもたらしたことが、執行率低下の原因であろう。

これに対しては、市民の厳しい目を意識して、本来許される項目に対する政務活動費の支出をも抑止したのであるから、執行率の低下は好ましいことではない、という議員の意見もあるようだ。しかし、正しい支出であるとの確信を持っていれば、当該支出について市民に説明することは、議員に限らず、公費を使う者の責任の筈だ。ここの論点は、支出が客観的に正しいかどうかではなく、市民に説明する義務を尽くせるか尽くせないか、なのだ。市民への説明を怠ることが政務活動費を執行しない原因になっているとしても、それはやむをえないと見るほかない。

3 2016年度の議員 1 人あたりの政務活動費交付年額

(1) 交付額が高額の自治体

500 万円を超えるのは、次の 10 都道府県議会、5 政令市議会

①都道府県： 昨年までの最高額 東京都の 720 万円は 600 万円に減額された。

大阪府	708 万円
京都府	648 万円
神奈川県	636 万円
北海道	636 万円

東京都	600 万円
埼玉県	600 万円
愛知県	600 万円
福岡県	600 万円
静岡県	540 万円
兵庫県	540 万円
全都道府県の平均	417 万円

②政令市：	横浜市	660 万円
	京都市	648 万円
	大阪市	615.6 万円
	名古屋市	600 万円
	川崎市	540 万円
	政令市の平均	396.5 万円

（会派専属政務調査員の配置への加算によっては、神戸市（456 万円）も 500 万円超の可能性あり。）

③中核市： 中核市のうち、150万円以上は、以下の8市

金沢市	192 万円
富山市	180 万円
岐阜市	180 万円
東大阪市	180 万円
長崎市	180 万円
鹿児島市	180 万円
横須賀市	166.8 万円
福山市	156 万円
全中核市の平均	113 万円

（2）2017年度の交付額の増減

交付額を増額した議会はなく、交付額を減額したのは、次の二議会。

東京都	720 万円	⇒	600 万円
三重県	396 万円	⇒	316.8 万円

(3) 交付額をどうみるか

地方自治法により、政務活動費は、調査研究その他の活動に資するために支出することが義務付けられる（地方自治法100条14項）。ここでの「調査研究」と「その他の活動」との関係については、一般に、「その他の活動についても、議員の調査研究との関連性は必要」である、と解釈されている（『注釈地方自治法〈全訂〉』1607頁（斎藤誠執筆）第一法規）。私たちもこのような解釈が妥当と考えている。そうすると、調査研究及びこれに関連する活動にこれほどの費用は必要なのか、という疑問を感じざるをえない。

こうした疑問に拍車をかけるのは、人件費や事務所賃料に対する支出だ。年間で比較的多額の政務活動費を交付する自治体議員の使途を見ると、事務所経費や人件費に多額の政務活動費が充てられていることが目につく。ところが、事務所の賃借や人件費への支出が、どのような調査研究に関連した支出なのか、開示資料からは判断できない場合がほとんどだ。むしろ、事務所賃料や人件費への支出が、調査研究目的ではなく、当選を目的とした活動や、親族企業への支援、あるいは親族を経由した政治資金として使われているのではないか、といった疑惑が毎年のように、日本全国、どこかで発生している。実際に、議員の事務所賃料への政務調査費の支出が、政務調査活動に必要なかが争われた裁判で、名古屋高等裁判所は、住民訴訟に参加した議員らに対して、「その提出する膨大かつ詳細な主張と証拠によっても、会派からその所属議員が個別具体的に委託された特定の政務調査活動を遂行するために、実際の程度の時間にわたり事務所」「を使用しなければならなかったのかといった必要性を個別具体的に主張立証して」いない、として、事務所賃料への政務調査費の支出を全額違法とした（平成27年12月24日。最高裁で確定）。事務所賃料への政務活動費の支出については、住民訴訟での和解協議で、2017年度以降は、事務所家賃や人件費の支出について、職員の日報や事務所の記録簿をつけ、情報公開することとした京都市の取り組みなども参考になる。

自分が地域のために活動する上で、政務活動費はいらない、と宣言する議員も登場している。それだけなら問題はない。使途を説明できないから、政務活動費は廃止し、報酬を引き上げよ、という見解が背景にあ

る場合も多い。しかし、それは、本末転倒だ。

政務活動費の金額をどうすべきか、について、少なくともこれを存続させる、という方向で考えるとすれば、調査研究についてのテーマを持つ議員だろうと持たない議員だろうと、一律に一定金額を交付する現行の制度に無理があるのではないだろうか。政務活動費が本来、補助金の性格を有するものである以上、具体的な調査研究テーマを持つものだけが支給を受けることのできる制度への見直しも視野に入れるべきだ。

4 第三者機関によるチェック等

- (1) 支出が適正であるかどうかをチェックするため専門家からなる第三者機関を設ける自治体も増えている。これについての各自治体の回答は以下の通り。昨年より 6 議会が新たに第三者機関等によるチェックを始めている。しかし、第三者機関によるチェックがあったため支出率が大きく減少している傾向はないようである。

北海道	「第三者機関の設置、学識者 3 名による審査・確認」
茨城県	「平成 28 年 4 月に第三者機関として「茨城県議会政務活動費調査等審査会」を設置した。」
栃木県	「平成 28 年 1 月に政務活動費調査会が設置された。」
東京都	「第三者機関による検査、又は第三者機関から指導・助言及び提言を受けている」
石川県	「使途基準の考え方等について専門的な知見を得るために、外部有識者に相談を行っている。」
大阪府	「外部学識経験者委員 2 名、議員委員 3 名の計 5 名による大阪府政務活動費検査等協議会を設置し、通常年 2 回の検査を実施。」
兵庫県	「政務活動費の適正な執行に関する事項を調査審議する第三者機関を設置している。」
奈良県	「疑義が出た提出書類に関し、議長は第三者機関に調査を実施させることができる」
福岡県	「平成 25 年度から、公認会計士及び弁護士が領収書等の事前確認を行っている。」

- 沖縄県 「事務局において、政務活動費に関する指導・助言を受けるため弁護士事務所へ業務委託を行っている。」
- さいたま市 「公認会計士に領収書提出前に事前審査をさせている」
- 川崎市 「政務活動費に精通した弁護士と業務委託契約を結び、支出することに疑義がある案件について、支出の可否等についてアドバイスを受けている。」
- 大阪市 「専門委員（弁護士・公認会計士）による指導・助言を受けている」
- 堺市 「4半期ごとに領収書等書類の提出を受け、その書類について学識経験者による検査を受ける。」
- 神戸市 「税理士（神戸市会政務活動費検査員）による検査を行う。」
- 岡山市 「弁護士と顧問契約を結び、事前に使途内容について相談することができる。」
- 広島市 「政務活動費の支出にあたって法律的判断の必要が生じた場合に、弁護士に法律相談を行っている」
- 熊本市 「南九州税理士会に調査を依頼している」
- 金沢市 「弁護士及び公認会計士の審査を受けている。」
- 東大阪市 「第3者機関で政務活動費の提出書類の審査と、政務活動費の必要性などの検討をお願いしている。」
- 鹿児島市 「本市包括外部監査人及び監査委員が、政務活動費収支報告書等の監査を行っている。」

（2）政務活動費の適正支出と第三者機関の意義

不祥事が発生した場合に、第三者機関を設けて、違法支出をチェックする、ということは多く行われる。ほとんどの議会では、議会事務局の職員が領収証をチェックして、条例適合性を判断しているはずだ。それに比べれば、第三者の目が入ることは、違法支出の対策として好ましい。

しかし、問題は実効性だ。いくら専門家であろうとも、数千枚から数万枚に及び領収証を全てチェックするのは困難だ。さらに政務活動費に対して市民が持つ根本的な疑問、すなわち、政務活動費が一体、いかなる調査研究と関連し、どのような議会活動に役立ったのか、という点に応えることは、事後審査に第三者委員が関与するという方法では、ほぼ、無理だ。例えば、

条例で「事務所の賃料」への支出が許されると決められていれば、仮にその事務所が実質的には後援会活動に使われていたとしても、領収証の段階でこれを違法とは判断するのは極めて困難だ。

第三者委員制度を設けるにあたっては、第三者委員が、領収証の事後的なチェックだけに関与するのではなく、例えば、政務活動費の使途について、支出前に支出目的と支出見積を議員に提出させるような制度を設け、見積もり段階での審査に関与するなどの工夫が求められるのではないだろうか。少なくとも、第三者委員によるチェックの存在が、議員の説明責任を免除するようなものにならないよう、制度を設計すべきだ。

5 まとめ

政務活動費の問題は、これを使ってどのような調査研究活動を行い、どのような議会活動に役立てたのかを議員が説明できるか、が本質だ。したがって、政務活動費の支出に対しては、情報を全面的に公開することを前提として、議員自身が政務活動費を用いてどのような成果を上げたかを、わかりやすく市民に説明できるか否かが、制度を評価する際のポイントとなる。

議員の説明という点からみて、都道府県や政令市など、年間数百万もの政務活動費を交付されている自治体の議員が、これを用いてどのような成果を上げたかについて、説得力のある具体的な説明をすることは可能だろうか。成果について説得力のある説明ができない状態のまま、多額の政務活動費の交付を続けることは問題だろう。こうしてみたとき、都道府県や政令市の交付金額は、過大と言わざるをえない。

また、執行率が下がっている自治体については、具体的な議員活動への支障が説明されない以上は、交付額の減額を検討すべきではないだろうか。

(了)

**都道府県・政令市・中核市
2015年度政務活動費-2016年度政務活動費執行率調査**

	2015年度政務活動費				2016年度政務活動費					
議会名	収入総額	支出総額	残余総額	執行率	収入総額	支出総額	残余総額	執行率	執行率 変化	傾向
北海道	634,910,000	561,825,931	73,084,069	88.5%	641,830,000	576,466,653	65,363,347	89.8%	1.3%	↗
青森県	139,149,737	100,359,474	38,790,263	72.1%	133,902,916	92,035,832	41,867,084	68.7%	-3.4%	↘
岩手県	171,120,000	141,956,649	29,163,351	83.0%	178,560,000	143,164,163	35,395,837	80.2%	-2.8%	↘
宮城県	247,800,000	208,476,447	39,323,553	84.1%	247,800,000	207,876,856	39,923,144	83.9%	-0.2%	-
秋田県	159,960,000	133,768,696	26,191,304	83.6%	159,030,000	135,337,683	23,692,317	85.1%	1.5%	↗
山形県	163,400,000	143,134,057	20,265,943	87.6%	162,350,000	132,922,558	29,427,442	81.9%	-5.7%	↘
福島県	207,000,000	201,998,900	5,001,100	97.6%	208,200,000	196,347,396	11,852,604	94.3%	-3.3%	↘
茨城県	226,200,000	207,485,894	18,714,106	91.7%	224,100,000	190,871,217	33,228,783	85.2%	-6.6%	↘
栃木県	179,100,000	145,903,945	33,196,055	81.5%	179,700,000	142,055,358	37,644,642	79.1%	-2.4%	↘
群馬県	179,100,000	164,462,573	14,637,427	91.8%	180,000,000	161,923,611	18,076,389	90.0%	-1.9%	↘
埼玉県	553,000,000	508,366,708	44,633,292	91.9%	553,500,000	515,568,726	37,931,274	93.1%	1.2%	↗
千葉県	382,856,609	313,313,218	69,543,391	81.8%	455,600,000	394,095,166	61,504,834	86.5%	4.7%	↗
東京都	891,600,000	850,463,565	41,136,435	95.4%	893,400,000	850,370,883	43,029,117	95.2%	-0.2%	-
神奈川県	665,152,686	651,319,237	13,833,449	97.9%	667,800,390	661,613,559	6,186,831	99.1%	1.2%	↗
新潟県	203,016,000	176,389,941	26,626,059	86.9%	201,366,000	167,489,807	33,876,193	83.2%	-3.7%	↘
富山県	144,000,000	128,511,827	15,488,173	89.2%	140,400,000	105,876,236	34,523,764	75.4%	-13.8%	↘
石川県	152,100,000	131,053,616	21,046,384	86.2%	150,300,000	120,917,281	29,382,719	80.5%	-5.7%	↘
福井県	128,706,372	101,476,836	27,229,536	78.8%	129,602,131	93,910,831	35,691,300	72.5%	-6.4%	↘
山梨県	123,760,158	115,129,374	8,630,784	93.0%	119,050,017	108,167,457	10,882,560	90.9%	-2.2%	↘
長野県	201,550,000	191,629,003	9,920,997	95.1%	201,840,000	191,142,890	10,697,110	94.7%	-0.4%	-
岐阜県	181,500,000	142,255,458	39,244,542	78.4%	182,160,000	145,969,387	36,190,613	80.1%	1.8%	↗
静岡県	372,150,000	332,253,313	39,896,687	89.3%	371,700,000	314,231,108	57,468,892	84.5%	-4.7%	↘
愛知県	608,013,514	500,026,217	107,987,297	82.2%	612,001,727	507,963,598	104,038,129	83.0%	0.8%	-
三重県	183,150,000	157,548,252	25,601,748	86.0%	195,840,000	159,699,295	36,140,705	81.5%	-4.5%	↘
滋賀県	144,005,685	127,313,855	16,691,830	88.4%	154,801,039	129,138,161	25,662,878	83.4%	-5.0%	↘
京都府	387,640,000	356,739,820	30,900,180	92.0%	383,400,000	363,983,882	19,416,118	94.9%	2.9%	↗
大阪府	628,350,000	565,794,897	62,555,103	90.0%	607,110,000	550,181,254	56,928,746	90.6%	0.6%	-
兵庫県	464,250,000	308,442,139	155,807,861	66.4%	463,500,000	302,342,343	161,157,657	65.2%	-1.2%	↘
奈良県	145,200,000	122,143,392	23,056,608	84.1%	156,900,000	115,982,517	40,917,483	73.9%	-10.2%	↘
和歌山県	149,790,000	134,319,503	15,470,497	89.7%	151,200,000	138,704,541	12,495,459	91.7%	2.1%	↗
鳥取県	104,500,000	68,921,373	35,578,627	66.0%	105,000,000	70,914,946	34,085,054	67.5%	1.6%	↗
島根県	132,000,196	119,136,839	12,863,357	90.3%	133,200,020	119,577,552	13,622,468	89.8%	-0.5%	-
岡山県	229,250,000	170,600,032	58,649,968	74.4%	227,150,000	165,362,251	61,787,749	72.8%	-1.6%	↘
広島県	269,151,928	241,116,197	28,035,731	89.6%	268,800,240	240,374,618	28,425,622	89.4%	-0.2%	-
山口県	190,400,000	166,303,389	24,096,611	87.3%	188,300,000	173,397,371	14,902,629	92.1%	4.7%	↗
徳島県	92,803,230	57,355,630	35,447,600	61.8%	89,400,367	55,594,214	33,806,153	62.2%	0.4%	-
香川県	147,300,000	136,580,966	10,719,034	92.7%	147,600,000	138,161,328	9,438,672	93.6%	0.9%	-
愛媛県	183,480,000	168,599,452	14,880,548	91.9%	176,550,000	160,326,365	16,223,635	90.8%	-1.1%	↘
高知県	123,480,000	105,114,234	18,365,766	85.1%	124,320,000	108,123,924	16,196,076	87.0%	1.8%	↗
福岡県	514,000,000	468,448,106	45,551,894	91.1%	516,000,000	479,369,048	36,630,952	92.9%	1.8%	↗
佐賀県	132,282,833	113,383,331	18,899,502	85.7%	129,600,000	112,685,157	16,914,843	86.9%	1.2%	↗
長崎県	163,500,000	136,317,378	27,182,622	83.4%	162,000,000	130,817,710	31,182,290	80.8%	-2.6%	↘
熊本県	171,630,000	165,993,750	5,636,250	96.7%	169,200,000	162,909,164	6,290,836	96.3%	-0.4%	-
大分県	154,840,627	127,934,196	26,906,431	82.6%	154,928,453	116,128,584	38,799,869	75.0%	-7.7%	↘
宮崎県	140,100,000	125,347,328	14,752,672	89.5%	140,100,000	121,054,027	19,045,973	86.4%	-3.1%	↘
鹿児島県	183,003,865	178,059,657	4,944,208	97.3%	183,600,753	178,126,513	5,474,240	97.0%	-0.3%	-
沖縄県	141,000,000	137,002,057	3,997,943	97.2%	143,000,000	131,063,162	11,936,838	91.7%	-5.5%	↘
合計	12,090,253,440	10,610,076,652	1,480,176,788	87.8%	12,165,694,053	10,580,336,183	1,585,357,870	87.0%	-0.8%	↘

札幌市	324,240,000	283,380,341	40,859,659	87.4%	321,600,000	290,825,546	30,774,454	90.4%	3.0%	↗
仙台市	231,003,975	173,685,635	57,318,340	75.2%	231,000,446	178,976,281	52,024,165	77.5%	2.3%	↗
さいたま市	236,227,602	205,713,381	30,514,221	87.1%	236,640,666	204,956,049	31,684,617	86.6%	-0.5%	↘
千葉市	171,538,146	117,964,844	53,573,302	68.8%	173,596,565	124,127,875	49,468,690	71.5%	2.7%	↗
横浜市	566,500,000	562,802,078	3,697,922	99.3%	567,050,000	564,730,085	2,319,915	99.6%	0.2%	-
川崎市	292,050,000	274,691,279	17,358,721	94.1%	316,800,000	303,224,720	13,575,280	95.7%	1.7%	↗
相模原市	55,400,000	44,336,919	11,063,081	80.0%	55,100,000	46,906,944	8,193,056	85.1%	5.1%	↗
新潟市	90,540,000	78,382,526	12,157,474	86.6%	90,270,000	78,459,354	11,810,646	86.9%	0.3%	-
静岡市	141,503,483	118,423,686	23,079,797	83.7%	141,000,183	107,377,805	33,622,378	76.2%	-7.5%	↘
浜松市	82,503,679	75,362,898	7,140,781	91.3%	82,800,297	74,369,782	8,430,515	89.8%	-1.5%	↘
名古屋市	411,510,530	324,621,767	86,888,763	78.9%	449,000,552	345,742,575	103,257,977	77.0%	-1.9%	↘
京都市	396,580,000	320,674,145	75,905,855	80.9%	429,540,000	358,961,888	70,578,112	83.6%	2.7%	↗
大阪市	528,304,500	480,877,580	47,426,920	91.0%	529,416,000	494,516,953	34,899,047	93.4%	2.4%	↗
堺市	171,720,000	135,900,934	35,819,066	79.1%	166,500,000	136,275,555	30,224,445	81.8%	2.7%	↗
神戸市	345,654,953	305,027,792	40,627,161	88.2%	346,800,258	311,092,175	35,708,083	89.7%	1.5%	↗
岡山市	75,060,000	70,160,529	4,899,471	93.5%	72,900,310	66,660,717	6,239,593	91.4%	-2.0%	↘
広島市	220,019,302	173,079,487	46,939,815	78.7%	221,681,829	182,978,301	38,703,528	82.5%	3.9%	↗
北九州市	256,200,000	213,465,351	42,734,649	83.3%	253,850,000	210,217,115	43,632,885	82.8%	-0.5%	-
福岡市	257,461,000	198,443,227	59,017,773	77.1%	258,241,132	198,650,061	59,591,071	76.9%	-0.2%	-
熊本市	114,200,000	95,129,045	19,070,955	83.3%	115,200,000	94,585,937	20,614,063	82.1%	-1.2%	↘
合計	4,968,217,170	4,252,123,444	716,093,726	85.6%	5,058,988,238	4,373,635,718	685,352,520	86.5%	0.9%	-

**都道府県・政令市・中核市
2015年度政務活動費-2016年度政務活動費執行率調査**

	2015年度政務活動費				2016年度政務活動費					
議会名	収入総額	支出総額	残余総額	執行率	収入総額	支出総額	残余総額	執行率	執行率 変化	傾向
函館市	15,930,000	7,388,112	8,541,888	46.4%	16,200,000	9,643,874	6,556,126	59.5%	13.2%	↗
旭川市	32,800,000	28,142,763	4,657,237	85.8%	32,640,158	26,435,657	6,204,501	81.0%	-4.8%	↘
青森市	36,720,000	34,607,523	2,112,477	94.2%	37,350,000	32,777,911	4,572,089	87.8%	-6.5%	↘
八戸市	28,160,000	27,166,035	993,965	96.5%	29,920,000	29,208,755	711,245	97.6%	1.2%	↗
盛岡市	22,400,000	15,192,359	7,207,641	67.8%	22,800,000	16,156,999	6,643,001	70.9%	3.0%	↗
秋田市	39,284,229	35,647,717	3,636,512	90.7%	46,800,193	41,572,116	5,228,077	88.8%	-1.9%	↘
郡山市	46,200,000	35,791,140	10,408,860	77.5%	45,300,000	36,047,806	9,252,194	79.6%	2.1%	↗
いわき市	46,752,504	42,401,240	4,351,264	90.7%	47,520,000	36,898,189	10,621,811	77.6%	-13.0%	↘
宇都宮市	53,902,801	40,349,785	13,553,016	74.9%	53,900,200	43,696,118	10,204,082	81.1%	6.2%	↗
前橋市	45,601,841	44,101,436	1,500,405	96.7%	45,600,398	37,825,947	7,774,451	83.0%	-13.8%	↘
高崎市	35,993,200	26,805,240	9,187,960	74.5%	38,000,000	25,367,273	12,632,727	66.8%	-7.7%	↘
川越市	30,240,843	21,618,669	8,622,174	71.5%	29,960,064	21,860,460	8,099,604	73.0%	1.5%	↗
越谷市	30,240,000	25,581,454	4,658,546	84.6%	30,720,000	25,572,371	5,147,629	83.2%	-1.4%	↘
船橋市	47,520,000	38,582,898	8,937,102	81.2%	47,520,000	38,354,277	9,165,723	80.7%	-0.5%	-
柏市	32,620,000	22,034,533	10,585,467	67.5%	33,120,000	23,698,641	9,421,359	71.6%	4.0%	↗
八王子市	28,620,976	25,910,911	2,710,065	90.5%	28,800,072	26,510,440	2,289,632	92.0%	1.5%	↗
横須賀市	67,415,000	59,638,785	7,776,215	88.5%	-	-	-	-	-	-
富山市	79,200,000	79,200,000	-	100.0%	55,650,000	34,709,594	20,940,406	62.4%	-37.6%	↘
金沢市	82,440,000	74,253,604	8,186,396	90.1%	72,960,267	66,315,964	6,644,303	90.9%	0.8%	-
長野市	39,782,309	29,494,238	10,288,071	74.1%	39,780,122	31,399,223	8,380,899	78.9%	4.8%	↗
岐阜市	68,250,000	54,711,230	13,538,770	80.2%	67,500,000	42,568,950	24,931,050	63.1%	-17.1%	↘
豊橋市	36,090,000	33,782,229	2,307,771	93.6%	36,720,000	35,611,809	1,108,191	97.0%	3.4%	↗
岡崎市	21,600,000	19,239,913	2,360,087	89.1%	21,500,000	16,394,932	5,105,068	76.3%	-12.8%	↘
豊田市	23,850,000	20,974,167	2,875,833	87.9%	23,713,218	22,623,738	1,089,480	95.4%	7.5%	↗
大津市	31,920,000	24,435,613	7,484,387	76.6%	31,920,000	25,214,675	6,705,325	79.0%	2.4%	↗
豊中市	30,241,130	25,617,651	4,623,479	84.7%	30,240,081	26,542,569	3,697,512	87.8%	3.1%	↗
高槻市	28,630,316	18,251,644	10,378,672	63.7%	28,560,018	19,356,116	9,203,902	67.8%	4.0%	↗
枚方市	23,660,000	19,664,221	3,995,779	83.1%	25,200,000	20,534,030	4,665,970	81.5%	-1.6%	↘
東大阪市	50,400,000	30,231,761	20,168,239	60.0%	50,100,000	32,725,982	17,374,018	65.3%	5.3%	↗
姫路市	47,771,737	31,164,619	16,607,118	65.2%	46,665,080	35,281,924	11,383,156	75.6%	10.4%	↗
尼崎市	50,203,384	39,793,823	10,409,561	79.3%	48,000,153	40,612,321	7,387,832	84.6%	5.3%	↗
西宮市	54,280,000	37,093,839	17,186,161	68.3%	48,000,153	34,606,064	13,394,089	72.1%	3.8%	↗
奈良市	31,990,291	23,922,683	8,067,608	74.8%	31,920,027	24,226,755	7,693,272	75.9%	1.1%	↗
和歌山市	45,400,000	35,046,868	10,353,132	77.2%	45,600,000	33,452,894	12,147,106	73.4%	-3.8%	↘
倉敷市	65,472,625	60,176,002	5,296,623	91.9%	65,620,280	50,277,502	15,342,778	76.6%	-15.3%	↘
呉市	19,250,000	14,478,591	4,771,409	75.2%	19,250,000	15,097,873	4,152,127	78.4%	3.2%	↗
福山市	62,400,000	49,632,031	12,767,969	79.5%	62,400,000	49,881,717	12,518,283	79.9%	0.4%	-
下関市	20,400,000	17,835,328	2,564,672	87.4%	20,200,000	15,790,972	4,409,028	78.2%	-9.3%	↘
高松市	47,700,000	41,544,300	6,155,700	87.1%	48,000,000	37,363,844	10,636,156	77.8%	-9.3%	↘
松山市	52,634,308	46,434,109	6,200,199	88.2%	52,632,116	45,526,953	7,105,163	86.5%	-1.7%	↘
高知市	40,501,050	28,509,687	11,991,363	70.4%	48,000,000	37,363,844	10,636,156	77.8%	7.4%	↗
久留米市	20,900,000	19,023,369	1,876,631	91.0%	22,800,000	19,010,190	3,789,810	83.4%	-7.6%	↘
長崎市	72,000,000	41,868,841	30,131,159	58.2%	72,000,000	43,725,571	28,274,429	60.7%	2.6%	↗
佐世保市	19,750,000	18,368,166	1,381,834	93.0%	19,200,000	16,536,679	2,663,321	86.1%	-6.9%	↘
大分市	52,800,000	43,522,115	9,277,885	82.4%	52,800,000	38,053,739	14,746,261	72.1%	-10.4%	↘
宮崎市	38,800,000	27,399,834	11,400,166	70.6%	37,360,000	28,205,797	9,154,203	75.5%	4.9%	↗
鹿児島市	101,261,443	99,194,256	2,067,187	98.0%	101,168,942	92,559,367	8,609,575	91.5%	-6.5%	↘
那覇市	41,040,000	37,628,377	3,411,623	91.7%	38,340,000	31,764,984	6,575,016	82.9%	-8.8%	↘
合計	2,041,019,987	1,673,453,709	367,566,278	82.0%	1,949,951,542	1,534,963,406	414,988,136	78.7%	-3.3%	↘

	2015年度政務活動費				2016年度政務活動費				
	収入総額	支出総額	残余総額	執行率	収入総額	支出総額	残余総額	執行率	執行率 変化
都道府県	12,090,253,440	10,610,076,652	1,480,176,788	87.8%	12,165,694,053	10,580,336,183	1,585,357,870	87.0%	-0.8%
政令市	4,968,217,170	4,252,123,444	716,093,726	85.6%	5,058,988,238	4,373,635,718	685,352,520	86.5%	0.9%
中核市	2,041,019,987	1,673,453,709	367,566,278	82.0%	1,949,951,542	1,534,963,406	414,988,136	78.7%	-3.3%
合計	19,099,490,597	16,535,653,805	2,563,836,792	86.6%	19,174,633,833	16,488,935,307	2,685,698,526	86.0%	-0.6%

横須賀市 2017年 8月10日現在 支出、残高未確定。

※収入総額＝収支報告書に記載されている数字(支給額＋利息)

支出総額＝収支報告書に記載されている数字－議員が負担した額

残余総額＝収入総額－支出総額

※傾向 2015年度に比べて2016年度の執行率が1%以上増加は↗、-1%～1%は－、1%以上減少は↘にした。

陳情の取り扱いについての全国調査

全国市民オンブズマン連絡会議

昨年 11 月に、全国市民オンブズマン連絡会議が呼び掛けて「政務活動費の領収書等のネット公開の陳情」を行った。市民オンブズマンとして、陳情提出を呼びかけた結果「各議会が陳情にどのように対応しているのか」「昨年のHP公開の陳情にどのような対応したのか」を初めて全国調査した。

ところで陳情は、市議会に直接要望や、意見があるときに行うもの、とされているが、同様の目的を持つ請願と異なり、明確な法律上の規定がない。（請願は地方自治法第124条、第125条で規定されている。）。また、様式も請願書に準じているが、紹介議員を必要としないという違いがある。そのため、各議会での取り扱いが相当異なっている。こうしたことから、陳情については、「陳情書を議員、会派に配布するだけ」という議会が多い一方で、陳情者に委員会で陳述を認める議会もあるなど、議会によって取り扱いはマチマチだ。そこで、その実態を調査すると同時に、陳情のテーマとして、全国的に市民が高い関心を持ち、議会での制度の改革が望まれる政務活動費の領収証のネット公開を陳情することで、市民の意見や関心に対する議会の温度差が表れるとも思われる。このような観点から、本調査を行った。

政務活動費アンケート調査（政務活動情報公開度ランキングで報告したアンケート調査）での質問項目は、下記の通り、

（１）陳情の取扱いについて、

- a) 請願に準じ本会議で採否を決する
- b) 関係委員会で採否を決する
- c) 関係委員会に送付するが、採否を決しない
- d) 陳情の内容を全議員に送付するのみ
- e) その他 （ ）

（２）陳情について、議会公式ホームページで 陳情の件名、内容、受理日、付託された委員会名、結果が公開されていますか （複数回答可）

- a) 陳情の件名
- b) 内容
- c) 受理日
- d) 付託された委員会名
- e) 結果
- f) その他 （ ）

(3) 昨年 11 月頃に市民オンブズマン等が行った政務活動費の領収書等のネット公開の陳情を受け付けましたか

- a) 受け付けた 「受け付けた」と回答された場合、(13)の質問にお答えください
- b) 受け付けていない

(4) 受け付けた政務活動費のネット公開の陳情の結果は、どのようになりましたか

- a) 本会議で採択
- b) 本会議で不採択
- c) 本会議で継続審議
- d) 関係委員会で採択
- e) 関係委員会で不採択
- f) 関係委員会で継続審議
- g) 関係委員会に送付するが、採否を決しない
- h) 陳情の内容を全議員に送付するのみ
- i) その他 ()

各議会の具体的回答は、別紙、「政務活動費、陳情調査回答」一覧表に掲載した。

陳情の取り扱いについて、

	都道府県	政令市	中核市	合計
本会議で採択	7	5	8	20
委員会で採決	3	5	2	10
条件付きで本会議または 委員会で採択	3	5	6	14
全議員または委員会に 送付のみ	34	5	30	69
その他（調査を実施、当 局に説明を求める）	0	0	2	2

全体の 17% の 20 議会が本会議で採決、8% の 10 議会が委員会で採決している。

6割の69議会が、「全議員または委員会に送付のみ」となっている。

「条件付き本会議または委員会で採択」とは「議長判断」「内容により判断」「市民からの陳情は採決、その他は配布のみ」など。

北九州市では、陳情者にも、請願者と同様の5分以内の陳述が認められている。また、堺市は、「委員会に送付のみ」の対応だが、陳情者による議会での意見陳述（3分間）が行うことができ、「1）意見陳述にかかる全文は会議録に掲載し、市政情報センター、各区役所市政情報コーナー、図書館、堺市議会ホームページ等で公開されます。（2）委員会のインターネット中継（生中継・録画中継）を行っていますので、意見陳述の模様（映像と音声）も公開されます。」（堺市議会HPより）となっている。

陳情のホームページでの公開について。

提出された陳情の件名、内容等についての各議会のホームページでの公開項目は一覧表に記載した。提出された陳情の件名、内容等についてのホームページ公開が全く行われていないのは、都道府県 28議会、政令市 3議会、中核市 26議会であった。半数がHP公開されていない。

一方で、ホームページに公開されている議会のうち、岡山市議会、旭川市議会、大分市議会では、陳情に対する各議員の賛否、富山市と鹿児島市議会は会派毎の賛否がホームページに掲載されている。ホームページの公開においても各議会の対応に相当の差があることが明らかになった。

市民オンブズマンが行った政務活動費の領収書等のネット公開の陳情について

昨年11月には、全国市民オンブズマン連絡会議で呼び掛けて「政務活動費の領収書等のネット公開の陳情」を行った。この陳情を受け付けた議会のうち、採択等の対応を行ったのは次の通り、（すでに「HP公開を行っている」または「HP公開決定を公表している」議会には提出していない。）

栃木県	本会議で継続審議
東京都	関係委員会で採決
神奈川県	関係委員会で了承とした
新潟県	本会議で不採択
長野県	本会議で継続審査
鳥取県	HP公開決定済み（議員への参考送付）
島根県	委員会で趣旨採択

岡山県	委員会で継続審議
香川県	委員会で継続審議
愛媛県	議長判断で、議長供覧とした陳情等件名一覧表を正副委員長会議で配布
鹿児島県	委員会で継続審議
沖縄県	委員会で継続審議
札幌市	要望として各会派へ配布
仙台市	各会派の代表者に配布
千葉市	委員会で採択
横浜市	付託外陳情として陳情書の写しを各会派控室に配付したうえ、回答を陳情者宛てに通知
浜松市	（郵送なので）写しを会派に配布
名古屋市	「ききおく」とされた。
岡山市	委員会で継続審議
北九州市	議員の任期満了に伴い、審議未了
旭川市	本会議で採決
秋田市	陳情者が県外のため、議員への配布、ただし、議運の中で説明を行うとともに、各派会長の会議の場で検討を行っていくこととした。
宇都宮市	本会議で不採択
船橋市	本会議で採択
富山市	議長判断で本会議には付議せず、議長において聞き置く（本年中に HP 公開）
金沢市	本会議で不採択
尼崎市	委員会送付のみ
高松市	既に、議運で結果を出していた内容のため、委員会付託せず、審議未了
鹿児島市	本会議で不採択
那覇市	本会議で採択

以上のように、各議会での陳情の対応がかなりの違いがあることが明らかになった。特に、「ききおく」という、陳情に対して冷淡な対応を行った名古屋市議会が、政務活動費の情報公開度ランキングで政令市中最下位になったことは、議会運営の目線がどこにあるかを示すものとして興味深い。

今後、全国市民オンブズマン連絡会議としても、議会への働きかけを行い、さらに、各地で市民による議会の公開と市民が使いやすい制度を求めていく必要があるだろう。

（了）

政務活動費、陳情調査 回答

議会名	平成28年度一人当たり支給額(千円)	陳情の取り扱い	陳情のHP公開	HP公開の陳情についての結果 (－はHP公開、または公開予定)
北海道	6,360(うち会派交付1,200)	議長に報告	なし	議長に報告
青森県	3,720	議長の判断により、請願書の例により処理するものがある。	件名、内容、受理日、委員会名、結果、	議長に呈覧した
岩手県	3,720	全議員送付のみ	件名、受理日、提出者氏名、	全議員に送付
宮城県	4,200	委員会送付のみ	内容、受理日、委員会名、陳情者名(個人氏名以外)	－
秋田県	3720(うち会派交付360)	委員会送付のみ	なし	委員会に送付のみ
山形県	3720(うち会派交付360)	全議員に一覧表配布	なし	件名及び提出者等を記載した「要望書一覧表」を議席に配付
福島県	3,600	委員会送付のみ	件名、受理日、送付委員会名、	委員会に送付のみ
茨城県	3,600	委員会送付のみ	なし	委員会に送付のみ
栃木県	3,600	(要件あり)本会議で採決	件名、内容、受理日、委員会名、結果、	本会議で継続審議
群馬県	3,600	委員会、全議員送付	なし	委員会、全議員送付
埼玉県	6,000	陳情一覧表を全議員に配布、陳情書写しを各会派に配布	なし	陳情一覧表を全議員に配布、陳情書写しを各会派に配布
千葉県	4800(うち会派交付600)	全議員送付のみ	なし	全議員送付のみ
東京都	6,000	委員会で採決	件名、受理日、委員会名、結果、	関係委員会で採択
神奈川県	6,360	委員会で採決	了承された陳情の件名、付議先及び審査日	関係委員会で不承とした
新潟県	3960(うち会派交付792)	本会議で採決	件名、内容、受理日、委員会名、結果、	本会議で不採択
富山県	3,600	関係委員会に付託するが、採否を決しない。	件名	関係委員会に付託するが、採否を決しない。
石川県	3,600	委員会送付のみ	なし	委員会送付のみ
福井県	3,600	全議員送付のみ	なし	全議員送付のみ
山梨県	3360(うち会派交付600)	委員会、全議員送付	なし	委員会、全議員送付
長野県	3,480	本会議で採決	件名、結果、受理番号	本会議で継続審議
岐阜県	3,960	委員会送付のみ	件名、委員会名、	委員会送付のみ
静岡県	5,400	委員会送付のみ	なし	各会派に写しを配付
愛知県	6,000	委員会、全議員送付	なし	委員会、全議員送付
三重県	3,168(うち会派交付1,008)	全議員送付のみ	件名、内容、受理日、	要望扱いとして、写しを正副議長、関係委員会正副委員長、各会派に配布。
滋賀県	3,600(無所属2,400)	委員会送付のみ	なし	委員会送付のみ
京都府	6480(一人会派6000、無所属4800)	委員会送付のみ	なし	委員会送付のみ

政務活動費、陳情調査 回答

議会名	平成28年度一人当たり支給額(千円)	陳情の取り扱い	陳情のHP公開	HP公開の陳情についての結果 (－はHP公開、または公開予定)
大阪府	7080 (無所属5880)	委員会送付のみ	なし	－
兵庫県	5,400	委員会送付のみ	なし	－
奈良県	3600(うち会派交付240)	全議員送付のみ	件名	HP公開決定済み
和歌山県	3600(うち会派交付360)	全議員送付のみ	なし	全議員送付のみ
鳥取県	3,000	本会議で採決	件名、内容、受理日、結果、	HP公開決定済み(議員への参考送付)
島根県	3600(うち会派交付360)	委員会で採決	件名、受理日、委員会名、結果、	委員会で趣旨採択
岡山県	4,200	本会議で採決	件名、受理日、結果、	委員会で継続審議
広島県	4,200	委員会送付のみ	なし	議会に関する要望として議長が受け取った
山口県	4,200	陳情一覧表を全会派配付	なし	陳情一覧表を全会派配付
徳島県	2,400	全議員送付のみ	なし	－
香川県	3,600	本会議で採決	件名、内容、受理日、委員会名、結果、	委員会で継続審議
愛媛県	3,960	議長判断で「委員会・本会議で審査、表決」または、「議長供覧とした陳情等件名一覧表を正副委員長会議で配布」	なし	議長判断で、議長供覧とした陳情等件名一覧表を正副委員長会議で配布
高知県	3360(うち会派交付1680)	全議員送付のみ	なし	－
福岡県	6,000	委員会送付のみ	なし	委員会送付のみ
佐賀県	3,600	全議員送付のみ	なし	全議員送付のみ
長崎県	3600(うち会派交付480)	委員会送付のみ	なし	委員会送付のみ
熊本県	3,600	委員会送付のみ	なし	委員会送付のみ
大分県	3,600	委員会送付のみ	なし	委員会送付のみ
宮崎県	3600(うち会派交付1200)	委員会送付のみ	なし	委員会送付のみ
鹿児島県	3,600	本会議で採決	件名、内容、受理日、委員会名、結果、	委員会で継続審議
沖縄県	3000(うち会派交付1200)	必要と認めるものは委員会審査後、本会議で採決	採決結果(件名、付託委員会名、結果)	委員会で継続審議
札幌市	4,800	本会議で採決	件名、受理日、委員会名、結果、	要望として各会派へ配付
仙台市	4,200	内容が請願書に適合するものは、請願書の例により処理、その他で議長が必要と認めたものは、各会派代表者、関係委員会委員又は全議員に配付	なし	各会派の代表者に配付
さいたま市	4080(無所属2400)	全議員送付のみ	なし	全議員送付のみ
千葉市	3,600	委員会で採決	件名、受理日、委員会名、結果、	委員会で採択

政務活動費、陳情調査 回答

議会名	平成28年度一人当たり支給額(千円)	陳情の取り扱い	陳情のHP公開	HP公開の陳情についての結果 (－はHP公開、または公開予定)
横浜市	6,600	国会等への意見書の提出など、議会の機関意思の決定に関する陳情については、常任委員会等に付託、審査結果を本会議に報告。 それ以外の行政への要望に関する陳情は、議長が市長等の回答を求め、陳情者に通知。	陳情の件名、内容、受理日、付託された委員会名及び委員会での審査結果を公開	付託外陳情として陳情書の写しを各会派控室に配付したうえ、回答を陳情者宛てに通知
川崎市	5400(うち会派交付600)	委員会で採決	件名、内容、受理日、委員会名、結果、審査経過	現時点では未審査
相模原市	1,200	本会議で採決	件名、内容、受理日、委員会名、結果、	全議員送付のみ
新潟市	1800(会派に属さない議員は1440)	基本的には、請願に準じ本会議で採否を決しているが、先例で郵送による陳情は委員会に付託せず、議運への報告にとどめることとしている。	件名、内容、受理日、委員会名、結果、(郵送陳情は、件名、結果のみ)	郵送による陳情のため、議会運営委員会への報告を行った
静岡市	3,000	陳情は関係委員会で採決するが、郵送による陳情は、原則議長供覧のみ。	件名、内容、結果、	議長により各会派代表者会議で周知した。
浜松市	1,800	直接提出された陳情は関係委員会に送付し採否を決する。郵送による陳情は写しを会派に配布	直接提出された陳情の、件名、受理日、委員会名、審査当日議事録にリンク、	写しを会派に配付
名古屋市	6,000	委員会で採決、ききおく、不採択及び審査打切等の結論を出している。	件名、委員会名、	「ききおく」とされた。
京都市	6480(うち会派交付1680)	委員会送付のみ	件名、内容、受理日、委員会名、	－
大阪市	6156(会派に属さない議員は5130)	委員会で採決	なし	－
堺市	3,600	委員会送付のみ	件名、内容、受理日、委員会名、	－
神戸市	4560(会派専属政務調査員配置加算あり)	委員会で採決	件名、内容、受理日、委員会名、結果、	－
岡山市	1,620	本会議で採決	本会議での件名、議決日、各議員の賛否、	委員会で継続審議
広島市	3,600	本会議で採決	件名、内容、受理日、委員会名、結果、	－
北九州市	4,200	本会議で採決、委員会で採決	件名、内容、受理日、委員会名、結果、陳情者の住所氏名	議員の任期満了に伴い、審議未了
福岡市	4200(無所属3120)	委員会送付のみ	件名、内容、受理日、送付委員会名	委員会送付のみ
熊本市	2,400	委員会送付のみ	なし	委員会送付のみ

政務活動費、陳情調査 回答

議会名	平成28年度一人当たり支給額(千円)	陳情の取り扱い	陳情のHP公開	HP公開の陳情についての結果 (－はHP公開、または公開予定)
函館市	540	提出者の住所が市内の場合、受理し、定例会で受理報告を行うが付託せず、全議員に配付のうえ、委員会で委員からの発言により陳情に係る調査の実施について協議する 提出者の住所が市内以外の場合、委員会に陳情を配付	市民提出の場合、件名、受理日、結果	－
旭川市	960	本会議で採決	件名、委員会名、結果、賛否の一覧	本会議で採決
青森市	1,080	全議員送付のみ	なし	全議員送付のみ
八戸市	960	本会議で採決	件名、内容、受理日、委員会名、結果、	－
盛岡市	600	全議員送付のみ	なし	全議員送付のみ
秋田市	1,200	陳情者の住所が県内の場合、本会議で採決	件名、委員会名、結果、	住所が県外のため、議員への配布、ただし、議運の中で説明を行うとともに、各派会長の会議の場で検討を行っていくこととした。
郡山市	1,200	全議員送付のみ	なし	全議員送付のみ
いわき市	1,320	全議員送付、内容により委員会送付	なし	陳情受付以前より議会改革推進検討委員会においてネット公開の協議を行い、オンブズマンからの陳情についても、参考とした。
宇都宮市	1,200	本会議で採決	件名、内容、委員会名、結果、	本会議で不採択
前橋市	1,200	委員会送付のみ	件名、委員会名、	各派代表者会議で継続審議
高崎市	1,000	全議員送付のみ	なし	全議員送付のみ(今年よりHP公開)
川越市	840	全議員送付のみ	なし	全議員送付のみ
越谷市	960(うち会派480)	全議員送付のみ	なし	全議員送付のみ
船橋市	960	本会議で採決	件名、内容、委員会名、結果、	本会議で採択
柏市	960以下(無所属600)	全議員送付のみ	なし	全議員送付のみ
八王子市	720	陳情はすべて、全議員へ写しを配付。議員が希望する場合は、議運を通じて提案し、議運で決定すれば、本会議に上程。	なし	全議員送付のみ
横須賀市	1,668	委員会で採決	件名、受理日、委員会名、結果、	－
富山市	1,800	議長が「必要がある」と認めるものは請願書の例により処理する	件名、結果、議決日、各会派賛否	議長判断で本会議には付議せず、議長において聞き置く(本年中にHP公開)
金沢市	1,920	本会議で採決	件名、内容、受理日、委員会名、結果、	本会議で不採択
長野市	1,020	全議員配布のみ	件名、受理日、報告日	各会派へ配布
岐阜市	1,800	委員会送付のみ	件名、内容、受理日、委員会名、結果、	委員会送付のみ

政務活動費、陳情調査 回答

議会名	平成28年度一人当たり支給額(千円)	陳情の取り扱い	陳情のHP公開	HP公開の陳情についての結果 (－はHP公開、または公開予定)
豊橋市	1,080	委員会送付のみ	なし	委員会送付のみ
岡崎市	600	委員会送付のみ	件名、委員会名、結果、	委員会送付のみ
豊田市	530	委員会送付のみ	なし	－
大津市	840	全議員送付のみ	なし	－
豊中市	840	全議員送付のみ	なし	全議員送付のみ
高槻市	840	委員会委員に配布	なし	議運委員へ配布
枚方市	840	全議員送付のみ	なし	全議員送付のみ
東大阪市	1,800	全議員送付のみ	なし	全議員送付のみ
姫路市	1,020	委員会送付のみ	なし	委員会送付のみ
尼崎市	1,200	(要件あり)本会議で採決	件名、受理日、委員会名、結果、	委員会送付のみ
西宮市	1,440	委員会で採決	件名、内容、受理日、委員会名、結果、	－
奈良市	840	全議員送付のみ	件名、内容、受理日、	全議員送付のみ
和歌山市	1,200	委員会送付のみ	なし	委員会送付のみ
倉敷市	1,440	全議員送付のみ	なし	全議員送付のみ
呉市	600	所管委員会の委員長が、「委員会に回付」「委員に配布」を判断。回付された陳情は、当局に説明を求め、採択しない。正副委員長会議に写しを配付、議員に、陳情一覧表を配付	なし	代表者会議において参考配付
福山市	1,560	全議員送付のみ	なし	全議員送付のみ
下関市	600	委員会送付のみ	なし	委員会送付のみ
高松市	1,200	本会議で採決	件名、内容、受理日、結果、	既に、議運で結果を出していた内容のため、委員会付託せず、審議未了。
松山市	1,224	委員会送付のみ	件名、委員会名、	委員会送付のみ
高知市	1,200	市民からの陳情は、本会議で採決。市民以外の陳情は、取り扱いを議運に諮る。	本会議で採択された陳情の件名、内容、受理日、委員会名、結果、	(HP公開決定)
久留米市	600	委員会送付のみ	なし	委員会送付のみ
長崎市	1,800	委員会送付のみ	なし	委員会送付のみ
佐世保市	600	委員会送付のみ	なし	委員会送付のみ
大分市	1,200	(市民からの市の事務に関し施策を求める陳情等を除き)本会議で採決する	件名、受理日、委員会名、結果、委員会における審査経過	(HP公開決定)
宮崎市	960	委員会送付のみ	なし	受け付けていない
鹿児島市	1800(会派の事務員経費として月270以内交付)	本会議で採決	件名、内容、受理日、委員会名、結果、委員会における審査経過	本会議で採択
那覇市	1,080	本会議で採決	議決されたもののみ件名、結果、	本会議で採択